**センター夜間開放にかかる協議事項（案）**

【目的】

あいりん地域内で多くの労働者が野宿を余儀なくされていることから、梅雨期の緊急避難的一時措置として、反失連の自主管理のもと府・市が協同し、あいりん労働福祉センター１階寄場を夜間開放する。

【開放場所】

・あいりん労働福祉センター１階寄場［別紙図面で指定する区域］

・指定区域以外は使用しないこと

【開放期間】

・平成１０年６月９目（火）から、７月３１目（金）まで（平成１０年８月１日午前４時まで）

【開放時間】

・午後７時から翌朝午前４時まで。但し、暴風雨時においては、別途協議する。

【開放方法】

・午後６時に通常通り、全てのシャッターを閉鎖する。

・午後７時に８号から２４号までのシャッターを開放する。

・１階寄場内の照明は半減する。

【開放中における施設管理運営】

・１階開放場所は反失連が自主管理すること。

・開放終了時には、反失連が責任を持って自主退去すること。

・開放区域内の清掃については、清掃用具を貸与するので、反失連が責任をもって行うこと。

・開放期間中に、施設内を消毒する時は、開放中断に協力すること。

【施設内業者への配慮】

・施設内業者の営業活動に影響がある区域（階段・通路・店舗周辺）については、立ち入らないこと。

・施設内業者の営業用施設・設備については、手を触れないこと。

【地域住民への配慮】

・地域住民の日常生活に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

【伝染病対策】

・利用者に対しては、手洗いの励行等衛生管理の徹底に努めるよう指導すること。

・下痢等の症状が顕著な者に対しては、速やかに医療機関に受診させること。

・開放期間中であっても、伝染性疾病が集団発生した場合は、直ちに開放を中止する。

【その他】

・正常な運営管理を図るため、「使用上の注意」を厳守するよう、利用者に徹底すること。また、「使用上の注意」に違反する事態が生じた場合は、夜間開放を中止する。

・施設利用者が布団、毛布等を、センター内に放置しないよう、厳重に指導すること。

**告知**

今般、梅雨期の緊急避難的一時措置として、あいりん労働福祉センター１階寄場の一部を下記のとおり夜間開放しますので、お知らせします。

なお、利用にあたっては「使用上の注意」をよく守り、他人に迷惑をかけないよう十分注意してください。

また、施設の管理運営上、不測の事態が生じたときは、夜間開放を中止することがあります。

記

１.開放期間 平成１０年６月９日（火）午後７時から

平成１０年８月１目（土）午前４時まで

２.開放時間 午後７時から翌日午前４時まで

３.開放区域 あいりん労働福祉センター１階寄場内指定区域

使用上の注意

１.この建物および、この建物内にある設備を壊したり、汚したりしないこと。特に、施設内業者の営業用施設・設備については、手を触れないこと。

２.開放指定区域以外は使用しないこと。

３.施設内に、テント、ダンボール囲い、小屋等の設備を設けたりしないこと。

４.施設内で、お金や物品の寄付を求めたり、押し売りをしたりしないこと。

５.施設内では、たき火等は厳禁する。

６.爆破物等危険な物品を施設内に持ち込まないこと。

７.午前４時には、すみやかに施設外に退出すること。

８.ふとん、毛布、ゴザおよび各自の持ち物などは、退出の際、必ず持ち帰ること。

９.ゴミは各自で処分すること。

以上のほか、この建物の正常な運営管理にあたっての関係職員の指示については、ご協力くださるようお願いします。

**大阪府労働部**

**財団法人大阪府勤労者福祉協会**

